

へるす・りさーち No.42

名古屋市衛生研究所

名古屋市での路上禁煙について

名古屋市にある某大学では経済学部4年生のケン太くんと医学部4年生のエイ子さんの二人が、テニスサークルの活動後に喫茶店で休憩しています。そこに同じテニスサークルのOBで名古屋市の保健センターで公衆衛生医師をしているDr. Kさんが加わりました。ちょっと3人の会話に耳を傾けてみましょう。

ケン太くん 最近ショックなことがあってさ。

エイ子さん 何があったの？

ケン太くん 友達と栄に買い物に出かけた時のことなんだけど、路上を歩いていたら、向かいから歩いてきたおじさんが急にタバコを投げ捨ててきたんだよ。

エイ子さん え？いまだきそんな人いるの？

ケン太くん いたんだよ。まだ火がついていたから頬と手に当たった時に熱かったよ。

エイ子さん ありゃまあ。きっとそのおじさんわざとケン太くんに当たるように投げたんじゃないわよ。携帯の灰皿にでも入れようとして誤って落としたとかじゃないの？

ケン太くん いや、そうじゃないんだよ。あまりに腹がたったからすぐに追いかけて文句言ってやったら、バツが悪そうに一応謝ってきたよ。確認したら、携帯の灰皿は持っていないくて、いつもの癖で捨てたんだってさ。

エイ子さん いつもの癖って、今の時代に街の中でポイ捨てなんて非常識過ぎるわね。それより、ケン太くん、勇気あるわね。ポイ捨てを指摘した時に刃物でも持っていたりする危ない人だったら、ケン太くん刺されてもっとひどい被害を受

けていたかもしれないのよ。

ケン太くん そうだね。そのことは後で考えたよ。電車の中でもどこでも、注意して殴られて死亡したという事件まであるからなかなか注意出来ない時代だよ。

エイ子さんほんとにそうよね。そういえば、街の路上では、数年前から禁煙地区が出来て喫煙出来なくなったと父から聞いたんだけど、

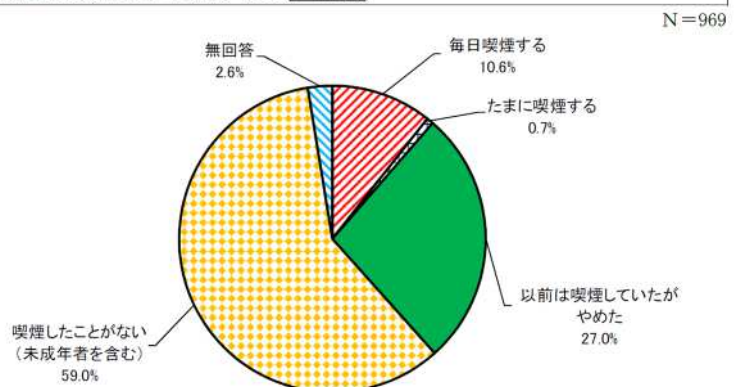
ケン太くん え？名古屋市でそんな条例か何かあるんですか？K先輩、あったらぜひ教えて下さい。

Dr. K わかったわ。タブレットで名古屋市の公式ホームページを見せるわね。ちょっと待ってね。ちょうどタイミング良く、「路上禁煙の推進について」という市民アンケートを令和3年の11月頃にやった結果が載っているわ。これを見てください。

名古屋市では、平成16年11月に「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」を制定し、その中で、繁華街やターミナル周辺など人通りが多く路上喫煙による危険性が高い地域（名古屋駅・栄・金山・蘇我が丘）を「路上禁煙地区」に指定し、地区内での喫煙を禁止しました。平成18年7月からは違反者に2,000円の過料を科しています。

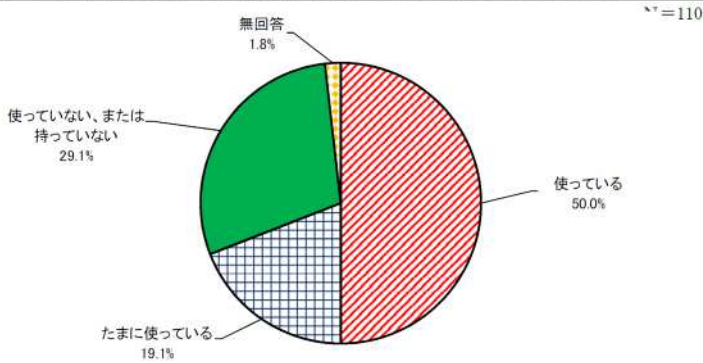
今回のアンケートは、路上禁煙施策の認知度等についておたすねし、今後の広報・啓発方法を検討するうえでの参考とさせていただきます。

問1 あなたは喫煙していますか。(〇は1つだけ)



《問1で1、2と答えた方（喫煙する方）におたずねします。》

問2 あなたは、携帯灰皿（吸い殻入れ）を普段使っていますか。（○は1つだけ）



Dr.K 問1、問2の結果みてどう？

ケン太くん 携帯の灰皿たまに使っているまで入れたら7割で、あのおじさんのように持っていない人がほぼ3割になるんだね。

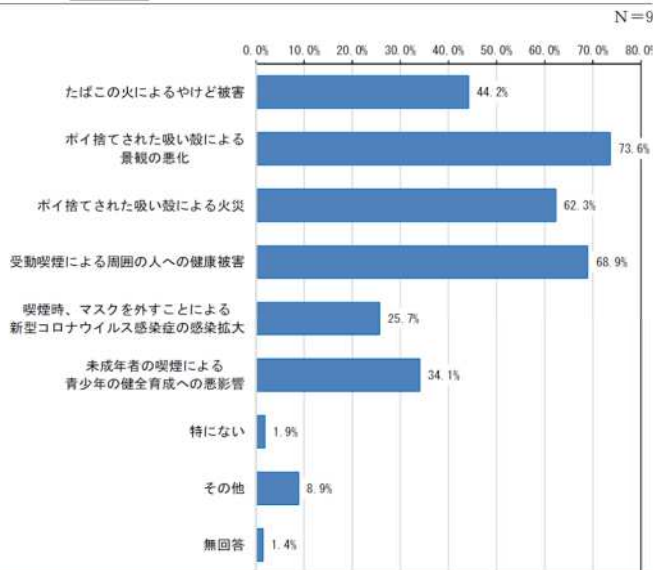
エイ子さん 3割も持っていないなんて多いわよ。喫煙する人はエチケットとして携帯の灰皿は持って出かけるの当たり前にしてほしいわ。

Dr.K そうね。次の問3の「あなたは、一部の喫煙者がたばこの吸い殻をポイ捨てしてしまう理由は何だと思いますか？」の結果は、携帯の灰皿をもっていないから（61.3%）と、近くに喫煙所や灰皿がないから（66.7%）のほぼ2つね。

エイ子さん 問3は予想通りの結果ですね。

Dr.K では次、問4ね。

問4 あなたが路上喫煙について、特に不安または不快に感じていることは何ですか。（○はいくつでも）



ケン太くん 一番上のたばこの火によるやけど被害って、まさに僕が受けた被害じゃないか！

エイ子さん そうね。上から4つ目まで高いのは納得いく結果だと思います。

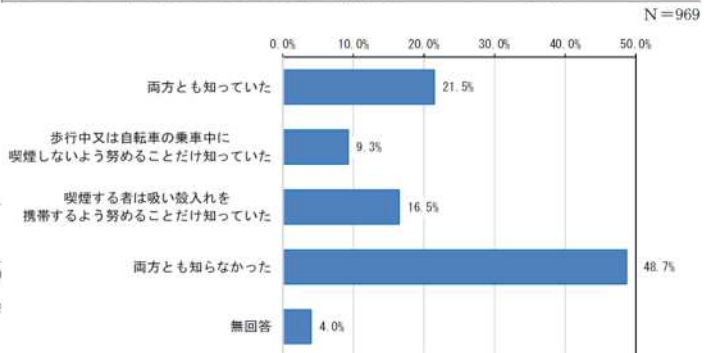
Dr.K そうね。公衆衛生医としては、上から4つ目の、受動喫煙による周囲の人への健康被害というところが高いのが嬉しいわね。今では飲食店での分煙も進んできているし、受動喫煙しないように市民の意識が高まっているのは良いわね。

エイ子さん そうですね。

Dr.K でも、次の問10をみると、この条例を知らなかったという割合が50%近くあるわね。この機会にぜひとも名古屋市民には知ってもらいたいわね。

名古屋市では、平成16年11月に施行した「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」において、「喫煙者の責務」として、次のように定められています。
 ○市内全域の公共の場所において、歩行中又は自転車の乗車中に喫煙しないように努めなければならない。
 ○喫煙しようとする者は、公共の場所にたばこの吸い殻をみだりに捨てないよう、吸い殻入れの携帯に努めなければならない。

問10 あなたは、条例における「喫煙者の責務」を知っていましたか。（○は1つだけ）



エイ子さん 喫煙は個人の自由な嗜好だから、他人がとやかく言う権利はないけど、喫煙者は他人に迷惑をかけない喫煙が許された場所で、好きなだけ喫煙すれば良いと思うわ。

Dr.K 医師の立場としては、好きなだけ喫煙すればなんて言えないけど、副流煙で他人に害を及ぼさないように、また名古屋市民が恥をかかないように、常識的なルールだけは守ろうね。

